

山口地方最低賃金審議会の意見に関する公示

山口労働局一般公示第69号

令和7年10月7日山口地方最低賃金審議会から山口県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第3項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき、その要旨を下記のとおり公示する。

なお、山口県の区域内で輸送用機械器具製造業（航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の改正決定に異議があるものは、同法第15条第3項において準用する同法第11条第2項及び最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき令和7年10月22日までに山口労働局長あて（山口市中河原町6番16号山口地方合同庁舎2号館）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年10月7日

山口労働局長 鈴木 輝美

記

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に係る
山口地方最低賃金審議会の意見の要旨

山口県輸送用機械器具製造業最低賃金を次のように定めること。

1 適用する地域

山口県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で輸送用機械器具製造業（航空機・同附属品製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業（自転車・同部分品製造業を除く。）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が輸送用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は炊事の業務
 - ロ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは小型機械を用いて行うかしめ、簡易な組立て、レッテル貼り、電線切断又は簡易な部分品の検査の業務
 - ハ 手工具又は小型手持動力機を用いて行う簡易なバリ取り又は面取りの業務
 - ニ 手作業による包装、箱詰め、シーリング、マスキング、塗布又は部分品若しくは材料の接着、仕分け若しくは取りそろえの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,141円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月15日